

② 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書

提出
時期

事由が生じた場合、速やかに

その年又はその事業年度（事業年度が1年の法人の場合）における課税売上高が1,000万円以下である場合には、翌々年又は翌々事業年度については納税義務が免除されることとなります。

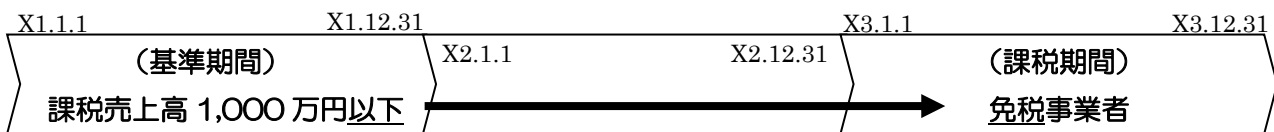
したがって、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下となった場合には、「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」を納税地の所轄税務署長に速やかに提出する必要があります。

ただし、基準期間における課税売上高が1,000万円以下となり「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」を提出していた場合であっても、特定期間における課税売上高等が1,000万円を超えた事業者は原則、課税事業者に該当しますので、「消費税課税事業者届出書（特定期間用）」の提出が必要となります。

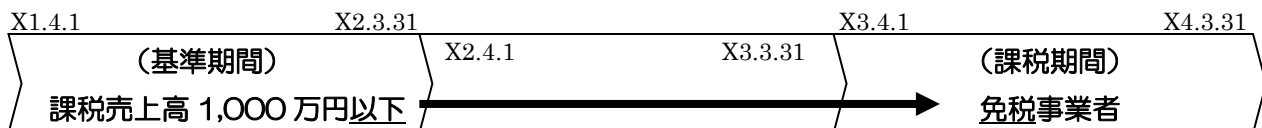
なお、「③消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者や、インボイス発行事業者の登録を受けている事業者については、この届出書を提出する必要はありません。

注意 高額特定資産を取得した場合は…16ページ**注意**をご覧ください。

○ 個人事業者の場合の基準期間と課税期間



○ 法人（3月末決算）の場合の基準期間と課税期間



③ 消費税課税事業者選択届出書

提出
時期

選択しようとする課税期間の
初日の前日まで

基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者であっても、課税事業者となることを選択しようとする課税期間の初日の前日までに「消費税課税事業者選択届出書」を納税地の所轄税務署長に提出することにより、課税事業者となることができます。

なお、新規開業等した事業者は、その開業等した課税期間の末日までにこの届出書を提出すれば、開業等した日の属する課税期間から課税事業者となることができます。

設備投資をする場合や輸出免税売上がある場合など、売上げに係る消費税額より仕入れに係る消費税額が多いときは、免税事業者であっても事前に課税事業者を選択することで、消費税の還付を受けることができます。

課税事業者の選択をやめようとするときは

消費税課税事業者選択不適用届出書

提出
時期

選択をやめようとする課税
期間の初日の前日まで

「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者を選択していた事業者が、選択をやめようとするときは、選択をやめようとする課税期間の初日の前日までに「消費税課税事業者選択不適用届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

ただし、「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者となった事業者は、事業を廃止した場合を除き、課税事業者となった日から2年間は、免税事業者となることはできません（課税事業者となった課税期間の初日から2年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ、「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出することはできません）。

注意 調整対象固定資産などを取得した場合は…15・16ページ**注意**をご覧ください。